



発行 新潟県

第 90 号

平成28年11月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1177 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による地域指定の変更（生活衛生課）
- 1178 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1179 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 1180 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1181 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 1182 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 1183 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 1184 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1185 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1186 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1187 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1188 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1189 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1190 非農用地区域内に換地を定める土地（農地整備課）
- 1191 道路の区域変更（道路管理課）
- 1192 道路の供用開始（道路管理課）
- 1193 道路の区域変更（道路管理課）
- 1194 道路の供用開始（道路管理課）
- 1195 道路の区域変更（道路管理課）
- 1196 道路の供用開始（道路管理課）
- 1197 道路の区域変更（道路管理課）
- 1198 道路の供用開始（道路管理課）
- 1199 道路の区域変更（道路管理課）
- 1200 道路の供用開始（道路管理課）
- 1201 道路の区域変更（道路管理課）
- 1202 道路の供用開始（道路管理課）
- 1203 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）



◎新潟県告示第1177号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により指定した同項に規定する地域（昭和49年7月新潟県告示第875号）の一部を次のとおり変更する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

市町村名	当該区域
長岡市	曙1丁目～3丁目、旭町1丁目・2丁目、東町、愛宕1丁目～3丁目、天下島1丁目・2丁目、天下島、新町1丁目～3丁目、石内1丁目・2丁目、泉1丁目・2丁目、上田町、大島新町1丁目～5丁目、大島本町1丁目～5丁目、大手通1丁目・2丁目、大山1丁目～3丁目、表町1丁目～4丁目、柏町1丁目・2丁目、春日1丁目・2丁目、学校町1丁目～3丁目、金沢1丁目～6丁目、金沢、要町1丁目～3丁目、金房1丁目～3丁目、金町1丁目・2丁目、川崎1丁目～6丁目、川崎町、神田町1丁目～3丁目、関東町、北園町、北山1丁目～4丁目、希望が丘1丁目～4丁目、希望が丘南5丁目・6丁目、草生津1丁目～3丁目、稽古町、今朝白1丁目～3丁目、小貫、琴平1丁目～3丁目、寿1丁目～3丁目、呉服町1丁目・2丁目、幸町1丁目～3丁目、蔵王1丁目～3丁目、栄町1丁目～3丁目、坂之上町1丁目～3丁目、左近1丁目～3丁目、左近町、笹崎1丁目～3丁目、沢田1丁目～3丁目、三和1丁目～3丁目、地藏1丁目・2丁目、信濃1丁目・2丁目、下山1丁目～6丁目、城岡1丁目～3丁目、城内町1丁目～3丁目、昭和1丁目・2丁目、四郎丸1丁目～4丁目、四郎丸町、新栄町1丁目～3丁目、水道町1丁目～5丁目、末広1丁目～3丁目、住吉1丁目～3丁目、撰田屋1丁目～5丁目、千歳1丁目～3丁目、千手1丁目～3丁目、台町1丁目・2丁目、平1丁目～5丁目、平、滝の下町、寺泊赤坂、寺泊雨池、寺泊荒町、寺泊磯町、寺泊一枚田、寺泊一里塚、寺泊上田町、寺泊烏帽子平、寺泊円上寺山、寺泊大町、寺泊小川町、寺泊片町、寺泊金山、寺泊蟹沢、寺泊上荒町、寺泊上片町、寺泊切替、寺泊蔵場町、寺泊香清水、寺泊庚塚、寺泊越ノ浦、寺泊小屋場、寺泊坂井町、寺泊敷ノ川、寺泊下荒町、寺泊下窪田、寺泊白岩、寺泊千駄越、寺泊田ノ尻、寺泊殿林、寺泊長峯、寺泊名子山、寺泊七曲、寺泊二ノ関、寺泊鼠山、寺泊野積、寺泊花立、寺泊松沢町、寺泊湊町、寺泊箕輪、寺泊藪田、寺泊横掛、土合1丁目～5丁目、土合町、栃尾旭町、栃尾新町、栃尾大野町1丁目～4丁目、栃尾大野、栃尾大町、栃尾表町、栃尾原、栃尾本町、栃尾山田、栃尾山田町、殿町1丁目～3丁目、豊田町、長倉1丁目～4丁目、長倉西町、長倉南町、長倉町、仲子町、中沢1丁目～4丁目、美沢1丁目～3丁目、中沢町、中島1丁目～7丁目、長町1丁目・2丁目、中貫町1丁目～3丁目、新保1丁目～6丁目、新保町、西新町1丁目・2丁目、西神田町1丁目・2丁目、西神田町、錦1丁目～3丁目、西藏王1丁目～3丁目、西千手1丁目～3丁目、日赤町1丁目～3丁目、花園1丁目～3丁目、東新町1丁目～3丁目、東新町、東川口のうち字坂之下・字東浦・字大平・字谷内・字北ノ浦・字清水田・字荒田・字前島、東神田1丁目～3丁目、東蔵王1丁目～3丁目、東栄1丁目～3丁目、東坂之上町1丁目～3丁目、東宮内町、福住1丁目～3丁目、袋町1丁目～3丁目、船江町、干場1丁目・2丁目、堀金1丁目～3丁目、堀金町、本町1丁目～3丁目、前田1丁目～3丁目、曲新町1丁目～3丁目、巻渕1丁目～4丁目、巻渕、松葉1丁目・2丁目、三ツ郷屋1丁目・2丁目、三ツ郷屋町、緑町1丁目～3丁目、南町1丁目～3丁目、宮内1丁目～8丁目、宮内町、宮栄1丁目～3丁目、宮原1丁目～3丁目、谷内1丁目・2丁目、柳原町、山田1丁目～3丁目、悠久山風致地区、弓町1丁目・2丁目、与板町東与板、与板町本与板のうち字三千町、与板町山沢のうち字道下、与板町与板のうち字倉谷・字腰巻・字入湯田・字十二谷・字城山腰・字柳之町・字堤下・字坂下町・字宮下町・字片町・字蔵小路・字井戸の谷・字上町・字町裏・字安永町・字重兵衛小路・字一里塚・字船戸町・字並柳・字上河岸・字中町・字下町・字古川西・字堂前・字南新町・字中河岸・字中河岸小路・字北新町・字下横町・字下河岸・字稲荷町・字稲荷町裏・字原・字原裏・字馬場丁・字泉丁・字長丁・字下丁・字兜巾堂、吉崎、若草町1丁目～3丁目、脇野町、渡里町
三条市	本町一丁目～六丁目、八幡町、元町、神明町、東裏館一丁目～三丁目、西裏館一丁目～三丁目、新光町、一ノ門一丁目・二丁目、林町一丁目・二丁目、嘉坪川一丁目・二丁目、興野一丁目～三丁目、北中、東三条一丁目・二丁目、曲渕一丁目～三丁目、石上一丁目～三丁目、旭町一丁目・二丁目、横町一丁目・二丁目、仲之町、荒町一丁目・二丁目、由利、条南町、桜木町、田島一丁目・二丁目、島田一丁目～三丁目、大野畑、直江町一丁目～四丁目、北新保一丁目・二丁目、東新保、南新保、居島、下坂井、土場、西本成寺、西本成寺一丁目・二丁目、三竹一丁目～三丁目、北四日町、南四日町一丁目～四丁目、四日町、西四日町一丁目～四丁目、月岡一

	丁目～四丁目、諏訪一丁目～三丁目、中新、北入蔵一丁目～三丁目、西大崎一丁目～三丁目、東大崎一丁目・二丁目、塚野目一丁目～六丁目、鶴田一丁目～四丁目、井栗一丁目～三丁目、麻布、松ノ木町、籠場、東本成寺、須頃一丁目～三丁目、上須頃、下須頃
柏崎市	赤坂町、荒浜一丁目～四丁目、青山町、朝日が丘、安政町、茨目三丁目、岩上、駅前一丁目・二丁目、大字青海川、扇町、大久保一丁目・二丁目、大字大湊、小倉町、鏡町、大字笠島、春日一丁目～三丁目、学校町、北園町、北半田一・二丁目、希望が丘、鯨波一丁目～三丁目、大字劔野、劔野町、小金町、寿町、幸町、栄町、桜木町、三和町、大字椎谷、城東一丁目・二丁目、大字新田畑、新田畑、新花町、新橋、諏訪町、関町、宝町、大字田塚、田塚一丁目～三丁目、田中、中央町、天神町、常盤台、東の輪町、中浜一丁目・二丁目、長浜町、南光町、錦町、西本町一丁目～三丁目、西港町、大字橋場、橋場町、原町、番神一丁目・二丁目、大字半田、半田一丁目～三丁目、東長浜町、東本町一丁目～三丁目、東港町、日石町、比角一丁目・二丁目、日吉町、大字枇杷島、藤元町、北斗町、穂波町、横原町、松波一丁目～四丁目、松美一丁目・二丁目、三島町、三島西、緑町、南半田、大字宮川、宮場町、元城町、柳田町、柳橋町、大和町、豊町、ゆりが丘、四谷一丁目～三丁目、米山台一丁目～五丁目、米山台東、米山町、若葉町
新発田市	本町1丁目～4丁目、諏訪町1丁目～3丁目、大栄町1丁目～7丁目、中央町1丁目～5丁目、大手町1丁目～6丁目、御幸町1丁目～4丁目、住吉町1丁目～5丁目、西園町1丁目～3丁目、城北町1～3丁目、緑町1丁目～3丁目、中曾根町1丁目～3丁目、人橋のうち字次第浜分地・字香郷沢・字四斗橋・字清湯沢、二ツ山のうち字香郷沢・字香郷曾根・字海老谷地・字川跡、真野原外のうち字長峯沢・字長峯東沢・字香郷沢・字香郷曾根・字清湯沢・字古提・字六筋山・字川跡・字杵湯・字菱湯、真野原のうち字長峯・字屋敷前・字渡り北・字落堀・字屋敷裏・字蛇島・字真野原飛地・字川跡・字村上・字雑物置場・字渡り下・字井戸島・字切替畑・字メ切・字向メ切、米子のうち字旅屋裏・字真野原、真野代字真野原、宮吉のうち字村西・字真野原、小川のうち附廻端・字真野原・字真野代、長島のうち字附廻端・字真野原、中野字真野原、長者館のうち字南境・字北境・字真野原、関井字真野原、稲荷岡のうち字原付・字真野原、下中沢のうち字上割・字下割・字真野原、福岡のうち字横山・字鶴田・字湯川・字真野原、富島字真野原、古田のうち字口割・字前割・字真野原、真中のうち字上割・字中割・字下割・字真野原・字西下青田・字西上青田・字西上金子・字西中金子・字池田・字西下金子、南成田のうち字浦田・字前田、住吉のうち字住吉浦・字助四郎前・字大中島、中島字大中島、高島のうち字村西・字村東、大中島のうち字村西・字村東道上、片桐のうち字上村東・字村西・字下村東・字下小悪水向・字村東、元郷のうち字ドブ谷内・字大猿・字元郷・字盆花谷内・字久兵衛谷内・字四十五両山、藤塚浜のうち字大山辺・字浜坂・字本町・字下端・字加治町・字浦町・字石山・字船山・字海老池・字向山・字葉塚山・字一本松・字石山海岸・字長海老池・字太平湯・字上原・字大猿続東谷内・字大猿統一・一貫谷内
小千谷市	元町、日吉1丁目・2丁目、栄町、船岡1丁目・2丁目、本町1丁目・2丁目、土川1丁目・2丁目、上ノ山1丁目～4丁目、平成1丁目・2丁目、稲荷町、平沢1丁目・2丁目、城内一丁目～四丁目、千谷川一丁目・二丁目・四丁目、東栄1丁目～3丁目、旭町、大字千谷川、大字山本、大字蕨生、片貝町
加茂市	大字加茂、大字上条、大字矢立新田、大字下条字興屋向、桜沢、秋房、若宮町一丁目・二丁目、新町一丁目・二丁目、五番町、上町、仲町、本町、穀町、駅前、松坂町、岡ノ町、矢立、八幡一丁目～三丁目、上条、神明町一丁目・二丁目、青海町一丁目・二丁目、赤谷、陣ヶ峰、学校町、千刈一丁目～三丁目、番田、幸町一丁目・二丁目、石川一丁目・二丁目、寿町、旭町、栄町、新栄町、大郷町一丁目・二丁目、高須町一丁目・二丁目、中村、柳町一丁目・二丁目、小橋一丁目・二丁目
十日町市	本町一丁目上・下、本町二丁目～五丁目、本町六の一丁目～三丁目、本町東一丁目、本町西一丁目、袋町東・中・西、十日町栄町、高田町一丁目～三丁目、高田町三丁目西・南、丸山町、昭和町一丁目～四丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、関口樋口町、駅通り、西浦町東・西、旭町、稲荷町一丁目・二丁目・四丁目、稲荷町三丁目本通り・南・北・東、千代田町、八幡田町、宮下町東・西、諏訪町、神明町、学校町一丁目・二丁目、水野町、若宮町、田中町東・西・本通り、川原町、上川町、田川町一丁目～三丁目、島、高山第二、錦町一丁目・二丁

	目、美雪町一丁目～三丁目、桜木町、春日町一丁目～三丁目、山本町一丁目～五丁目、千歳町一丁目～三丁目、寿町一丁目～四丁目
見附市	本町1丁目～4丁目、学校町1丁目・2丁目、新町1丁目～3丁目、嶺崎1丁目・2丁目、南本町1丁目～3丁目、葛巻1丁目・2丁目、昭和町1丁目、本所2丁目、細越1丁目・2丁目、月見台2丁目、双葉町、今町1丁目～4丁目
村上市	飯野一丁目～三丁目、飯野桜ヶ丘、飯野西、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原、羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、大工町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、田端町、若葉町、岩船上大町、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船下大町、上の山、瀬波温泉一丁目～三丁目、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、松波町、瀬波新田町、学校町、滝の前、浜新田のうち字フケ・字青山、松山字水林、藤沢のうち字前坪・字高山・字大道下・字腰廻・字姫栗新田、山口のうち字野中・字屋敷、羽ヶ榎のうち字屋敷添・字本田・字家ノ前、坂町のうち字腰廻・字申明・字前島
燕市	南一丁目～七丁目、殿島一丁目・二丁目、秋葉町一丁目～四丁目、水道町一丁目～四丁目、仲町、宮町、穀町、日之出町、中央通一丁目～三丁目、幸町、本町一丁目・二丁目、白山町一丁目～三丁目、寿町、下太田、新栄町、中央通五の一、小池新町、灰方南、栄町、新生町、花園町、分水新町一丁目～四丁目、地藏堂本町一丁目～三丁目、分水桜町一丁目～三丁目、上諏訪、中諏訪、下諏訪、分水栄町、分水大武一丁目～五丁目、分水旭町一丁目～五丁目、分水学校町、分水東学校町、分水水道町、分水向山一丁目・二丁目、分水弥生町、一ノ山、分水文京町、南組団地、上河原、吉田西太田三区、吉田春日町、吉田曙町、吉田本所、吉田幸町、吉田寿町、吉田文京町、吉田若生町、吉田神明町、吉田学校町、吉田東町、吉田桃山町、吉田下町、吉田神田町、吉田中町、吉田大保町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田上町、吉田新田町、吉田弥生町、吉田新町、吉田旭町一丁目～四丁目、吉田栄町、吉田東栄町、吉田日之出町
糸魚川市	押上、寺町、大町、緑町、新七、中央、横町、寺島、新鉄、上刈、清崎、一の宮、蓮台寺、京ヶ峰、間脇、中浜、中宿、梶屋敷、田伏、大和川、竹ヶ花、新町、新道、根小屋、大字山之坊字中川原、大字白馬字白馬、大字滝原川のうち字油田・字東田・字細池、大字日光寺のうち字東田・字清水端、大字四ツ屋字細池、大字西谷内字細池、大字上覚字細池、大字谷根のうち字池田・字谷根坂、大字上出のうち字頭り石・字林中・字細池、大字下出字細池、大字能生のうち字橋場・字古川・字徳分田・字沖ノ御前・字桑ノ町・字福田・字大小町・字下仲町・字上仲町・字屋敷・字横枕・字聖町・字山本・字金付免・字内ノ間・字古稲・字片山・字糖ノ町・字桜ノ木・字霜月田・字論議免・字豆田・字白拍子・字荒見崎・字筒粥田・字伊豆田・字明德田・字種子田・字藤原・字二貫地・字井上・字南梨平・字アゴ田・字西中谷・字前の畑・字金剛坊・字小谷町・字橋場町・字西町・字新町・字出村町・字宮ノ上・字中山・字崎・字掛橋・字古道・字保太郎町・字外川原・字桃学坊・字笛吹免・字布免・字宮脇・字郷地山・字綴谷・字西浅尾・字北梨平・字東中谷・字休場・字梅本・字東浅尾・字笹入・字稲持山・字南松山・字北松山・字横尾・字長山・字坪山・字横道・字後谷・字乳母ふところ・字片蓋山・字短ケ山・字神家山・字西田子瀬・字畑中・字折戸・字東田子瀬・字南古巻・字狸ノ尾・字大山田・字トウタカ尻・字北古巻・字大角・字木柵場・字滝ノ脇・字鱗、大字青海のうち字ママ下・字諏訪前・字宮ノ上・字西町・字黒岩・字蛇谷・字芹川・字上野・字於瀬戸・字殿谷内・字馬新田・字石垣・字金十郎谷内・字石曾根・字石曾根前・字石曾根向・字金十郎谷内前・字川原田・字外八保・字内八保・字谷内の前・字下り口・字大沢・字大沢向、大字須沢のうち字須沢浜・字浜・字新田浜・字本田浜・字イカリ・字セリバ・字砂畑・字帯川町・字浜通・字東町・字仲町・字西町・字セト田・字五味原・字大坪・字角地・字三反田・字外川原・字後久、大字今村新田のうち字八久保田・字兵大・字池ノ尻・字前田・字五反・字水込・字市振田・字イヅカ・字中切・字三反田・字中村・字上ノ山・字前深田、大字田海のうち字八久保・字藪崎・字後久・字駒ノ前・字田海・字中島・字イカリ・字大角地・字藤巻・字中曾根・字三貫地・字片又・字中川原・字下川原・字兵間・字寺前・字ヒジリ田・字横マクリ・字前田・字上川原・字ドンドン・字高畑・字竹ノ谷内・字深田・字坪根口・字横地・字川原、大字寺地のうち字浜・字村内・字砂畑・字深田・字からす城・字寺地・字名引、大字歌のうち字歌・字川向・字日ノ詰・字

	平・字西ノ平、大字外波のうち字外波・字平・字川原・字中川原、大字市振のうち字高平・字村下・字青森・字西平・字間ノ口・字西浜・字漁浜・字ヒシノ平・字玉ノ木
妙高市	大字新井のうち上町・中町・下町・朝日町・栄町・東雲町・白山町、大字石塚、田町、諏訪町、学校町、美守、広田町、大崎町、新栄町、大字赤倉、大字田口、大字関山のうち字坪嶽・字神奈原・字柏木原・字熊堂山・字一本木平・字松林・字キノコ峯・字妙高山・字妙高山国有林
五泉市	本町1丁目～6丁目、南本町1丁目～3丁目、横町1丁目～3丁目、吉沢1丁目～3丁目、駅前1丁目・2丁目、馬場町1丁目・2丁目、泉町1丁目・2丁目、東本町1丁目・2丁目、寺沢1丁目～4丁目、郷屋川1丁目・2丁目、太田1丁目・2丁目、赤海1丁目・2丁目、三本木1丁目～3丁目、錦町、緑町、学校町、伊勢の川、宮町、白山、大川前、水島町、旭町、今泉、泉田、川瀬、五十嵐新田、下町歩、曙町、下木越、中木越、能代、土深、荻曾根、町屋、中川新、猿和田、四ツ屋新、土堀、赤羽、馬下、橋田、尻上、丸田、小熊、佐取、村松、村松甲、村松乙、村松丙、美郷、城下1丁目・2丁目、石曾根、宮野下、愛宕、愛宕甲、愛宕丙、新田町
上越市	南本町一丁目～三丁目、東城町一丁目～三丁目、南城町一丁目～四丁目、大手町、南新町、本町一丁目～七丁目、北本町一丁目～四丁目、仲町一丁目～六丁目、寺町一丁目～三丁目、大町一丁目～五丁目、西城町一丁目～四丁目、東本町一丁目～五丁目、幸町、栄町、南高田町、中通町、稲田一丁目～三丁目、西本町一丁目～四丁目、中央一丁目～五丁目、住吉町、国府一丁目・二丁目、五智一丁目～六丁目、石橋一丁目・二丁目、石橋、三交、春日新田一丁目～四丁目、川原町、佐内町、安江一丁目～三丁目、北城町一丁目～四丁目、新町、鴨島、港町一丁目・二丁目、市之町、東雲町一丁目・二丁目、栄町一丁目・二丁目、東町、黒井、日之出町、本城町、名立区名立大町、名立区名立小泊
阿賀野市	中央町1丁目・2丁目、日の出町、外城町、北本町、中島町、学校町、金田町、百津町、岡山町、下条町、若葉町、安野町、南安野町、山口町1丁目・2丁目、水原のうち字大堤・字十ヶ袋・字地々良・字諏訪ノ木、中島のうち字親田・字仲蔵・字漕渡
佐渡市	両津夷、両津夷新、加茂歌代のうち字栄町、浜田、両津福浦、春日、両津湊、原黒、下相川、相川水金町、相川柴町、相川下山之神町、相川北沢町、相川坂下町、相川炭屋町、相川大間町、相川紙屋町、相川濁川町、相川広間町、相川弥十郎町、相川夕白町、相川勘四郎町、相川四十物町、相川米屋町、相川味噌屋町、相川長坂町、相川八百屋町、相川会津町、相川上京町、相川中京町、相川下京町、相川六右衛門町、相川左門町、相川大床屋町、相川新五郎町、相川南沢町、相川大工町、相川諏訪町、相川次助町、相川庄右衛門町、相川上寺町、相川中寺町、相川下寺町、相川宗徳町、相川五郎右衛門町、上相川町、相川銀山町、相川清右衛門町、相川嘉左衛門町、相川奈良町、相川柄杓町、相川板町、相川材木町、相川小六町、相川新材木町、相川西坂町、相川新西坂町、相川石扣町、相川塩屋町、相川羽田町、相川江戸沢町、相川一丁目、相川一丁目裏町、相川二丁目、相川二丁目新浜町、相川三丁目、相川四丁目、相川一丁目浜町、相川二丁目浜町、相川市町、相川三丁目浜町、相川三丁目新浜町、相川四丁目浜町、相川新浜町、相川五郎左衛門町、相川馬町、相川下戸町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町、相川海土町、相川羽田村、相川下戸村、相川鹿伏、河原田本町、河原田諏訪町、鍛冶町、沢根炭屋町、沢根籠町、沢根町
魚沼市	堀之内(字岩野・字上の原・字布場・字西又・字月岡・字小長沢・字山田・字前見平・字藤子沢・字水尾狭沢・字小柳沢・字露沢・字小名附沢・字蓬平尾・字木落・字布晒・字宝沢・字雨池を除く)、小出島、日渡新田、四日町、佐梨、古新田、中原のうち字大化沢・字館ノ前・字大塚、青島のうち字何山・字前島・字曲泥、本町1丁目～3丁目、稻荷町1丁目、諏訪町1丁目、横町1丁目・2丁目、浦町1丁目、柳原1丁目、田中字上段、今泉のうち字島田・字前田、中島字久祢花、須原のうち字滝ノ上・字堰場・字宮前・字鬼田・字須原・字石橋・字祖父田・字熊ノ田
南魚沼市	六日町、坂戸、塩沢
胎内市	東牧、下館、下赤谷、熱田坂、夏井
西蒲原郡 弥彦村	大字弥彦のうち字三百尻・字浅尾・字高稲場・字スワノ木・字岩井・字河内・字矢楯・字荒城・字羽黒堂・字登生寺・字日夜入・字大石原・字山居・字中割・字御殿山・字熊ヶ谷、大字走出のうち字熊ヶ谷・字前畑・字十二ノ木・字榊山・字稲場・字前田・字皆納田・字浅尾・字荒

	城
東蒲原郡 阿賀町	津川、向鹿瀬のうち字宮ノ前・字島中・字森ノ下・字上島・字上ノ島・字上谷・字長床ノ上・字家ノ上・字宮ノ浦・字大坪、鹿瀬のうち字石平・字上ノ島・字大田・字田向・字堂ノ島・字諏訪ノ森・字村木・字寺ノ原・字上垣ノ内・字下垣ノ内・字惣門口・字向屋敷・字荒井戸・字中田・字漕渡・字門口・字上大木ノ上・字上諏訪ノ原・字下諏訪ノ原・字折戸・字桜又・字下大木ノ上・字湯ノ浦・字湯沢向・字松ヶ崎・字角神
三島郡 出雲崎町	大字勝見、大字尼瀬、大字住吉町、大字石井町、大字羽黒町、大字鳴滝町、大字木折町、大字井鼻、大字大門、大字川西
南魚沼郡 湯沢町	大字湯沢のうち字島田・字江沢・字主水山・字中間沢・字町裏・字主水・字熊野・字城平・字七水口・字川原・字石白・字東町裏・字町並・字清水田・字滝沢・字山田・字幅下・字布場・字宮根・字石畑・字宮の前・字宮浦・字湯沢・字湯峠・字奈良山・字川久保・字大刈野・字中島川原・字大川原
岩船郡 関川村	大字湯沢、大字大内渕

◎新潟県告示第1178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援A型	福祉ラボ アルファスブライト	長岡市緑町1丁目38番地431	合同会社アルファスブライト	平成28年11月1日

◎新潟県告示第1179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護 結い	村上市小口川124番地7	有限会社 結い	平成26年5月31日
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護 たんぼぼ	村上市羽ヶ榎54番地6	株式会社 ユキオハウジング	平成27年9月30日
自立訓練（生活訓練） （宿泊型自立訓練）	長久の家	三条市西本成寺1丁目28-8	三条市	平成28年5月31日
居宅介護 重度訪問介護	有限会社 ケアセンターウイング	阿賀野市岡山町1番28号	有限会社 ケアセンターウイング	平成28年11月10日
居宅介護 重度訪問介護	株式会社まことケアサービス	上越市大和4丁目4番39号	株式会社 まこと	平成28年11月30日

◎新潟県告示第1180号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	こどもサポート教室 「きらり」長岡校	長岡市今朝白3-11- 5 白井店舗1階	株式会社 クラ・ゼミ	平成28年 11月1日
放課後等デイサービス				

◎新潟県告示第1181号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
村松 大弐	眼科	上村病院	十日町市田中口468番地1	H28. 11. 1	第15条第1項の医師に指定した
阿部 寛幸	内科	佐渡総合病院	佐渡市千種161番地	〃	〃
田中 智之	内科	佐渡総合病院	佐渡市千種161番地	〃	〃
石川 友美	内科	佐渡総合病院	佐渡市千種161番地	〃	〃
佐藤 裕喜	心臓血管外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	〃	〃
梅林 佑弥	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32番地9	〃	〃
湊 圭太郎	整形外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32番地9	〃	〃
高山 龍一	内科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮野5968-2	〃	〃
横尾 健	消化器内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
小坂 泰啓	整形外科	上越地域医療センター病院	上越市南高田6番9号	〃	〃
小池 輝明	外科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮野5968-2	〃	〃

◎新潟県告示第1182号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
山本 雄大	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32番地9	H28. 10. 1

◎新潟県告示第1183号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
3141503 0001	ND20	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3141503 0005	ND29	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3141503 0008	ND32	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0001	ND41	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0002	ND42	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0005	ND46	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0006	ND47	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0007	ND48	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0008	ND49	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0009	ND50	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030001	ND51	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030002	ND52	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030003	ND55	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030004	ND56	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030005	ND57	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030006	ND58	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社

31615030007	ND59	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030008	ND60	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030009	ND61	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030010	ND62	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030011	ND63	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030012	ND64	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030013	ND65	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030014	ND66	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030015	ND67	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030016	L6-1A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0011	L16-1A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030017	L38-2A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030018	L43-2A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030019	L44-1A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0012	W12-2A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
3151503 0013	W18-2A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社

31615030020	W19-1A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030021	W23-2A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030022	W48-1A I	豚 その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
11245828602	勝新2	黒毛和種	2級	新潟市 新井田 潔

◎新潟県告示第1184号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（平成27年1月新潟県告示第16号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び新潟県新潟地域振興局農林振興部において平成28年11月18日から同年12月12日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1185号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画（平成25年1月新潟県告示第30号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において平成28年11月18日から同年12月12日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1186号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画（平成28年1月新潟県告示第36号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において平成28年11月18日から同年12月12日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1187号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画（平成26年1月新潟県告示第25号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課及び新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部において平成28年11月18日から同年12月12日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の笹岡土地改良区の定款の変更を平

成28年11月11日認可した。

平成28年11月18日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成28年11月8日認可した。

平成28年11月18日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業松浦地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
新発田市	浦	十二天	594	畑	734
同	同	助橋下	150	同	271
同	同	同	213	同	433
同	同	同	216	同	439
同	同	同	220-1	同	27

◎新潟県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字戸野目字上谷内269番から 同市大字本道字南沖443番1まで	新	(A) 12.0～48.9メートル	1,245.4メートル
		(B) 12.0～58.0メートル	1,202.0メートル
	旧	12.0～48.9メートル	1,245.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間
上越市大字戸野目字上谷内 269 番から同市大字本道字南沖 443 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月18日

◎新潟県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎牧線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市吉川区代石 850 番 3 から	新	8.4～31.0メートル	378.3メートル
同市吉川区原之町字大野223番 1 まで	旧	6.7～15.4メートル	379.4メートル

◎新潟県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 柿崎牧線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区代石 850 番 3 から同市吉川区原之町字大野 223 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月18日

◎新潟県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田屋戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字門田新田字下の輩 33 番 1 から 同市大字門田新田字下の輩37番 1 まで	新	15.0～49.0メートル	131.0メートル

上越市大字門田新田字下の輩33番1から 同市大字門田新田字下の輩34番4まで	旧	28.5～49.0メートル	46.5メートル
---	---	---------------	----------

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 田屋戸野目線
- 2 供用開始の区間
上越市大字門田新田字下の輩34番4から同市大字門田新田字下の輩37番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月18日

◎新潟県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の区別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字思川丙218番7から 同市中原字坪ノ内599番1まで	新	10.2 ～ 60.0 メートル	6,301.8メートル
佐渡市千種字谷地658番1から 同市八幡字清水1267番1まで	旧	(A) 8.5 ～ 35.0 メートル (B) 14.0 ～ 47.8 メートル	4,459.4メートル 3,929.2メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道多田皆川金井線、県道金井新穂線、県道金井畑野線と重用

◎新潟県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間

佐渡市千種字思川丙218番7から同市中原字坪ノ内599番1まで

3 供用開始の期日 平成28年11月18日

◎新潟県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市千種字中236番1から 同市千種字尾花崎65番1まで	新	11.0～40.2メートル	512.8メートル
佐渡市千種字中236番1から 同市中興字東小路乙1443番1まで	旧	7.1～45.6メートル	544.7メートル

- 備考1 路線の終点を変更する区域変更
- 2 路線の重用
一部区間一般国道350号と重用、全区間県道金井新穂線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井新穂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市千種字尾花崎65番1から 同市千種字中236番1まで	新	11.0～40.2メートル	512.8メートル
佐渡市中興字東小路乙1443番1から 同市千種字中236番1まで	旧	7.1～45.6メートル	544.7メートル

- 備考1 路線の起点を変更する区域変更
- 2 路線の重用
一部区間一般国道350号と重用、全区間県道多田皆川金井線と重用

◎新潟県告示第1200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市千種字中236番1から同市千種字尾花崎65番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月18日

◎新潟県告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙照寺佐和田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市東大通字清水 1294 番 4 から 同市中原字堀田646番 1 まで	新	10.7～15.4メートル	380.1メートル
佐渡市東大通字清水 1294 番 4 から 同市東大通字清水1294番 4 まで	旧	10.7～13.9メートル	27.7メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 妙照寺佐和田線
- 2 供用開始の区間
佐渡市東大通字清水1294番 4 から同市中原字堀田646番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月18日

◎新潟県告示第1203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市野沢中興線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市泉字城の前甲 653 番 3 から 同市千種字尾花崎丙296番 4 まで	新	6.5～24.4メートル	2,190.2メートル
佐渡市泉字城の前甲653番 3 から 同市泉字城の前甲660番 1 まで	旧	6.5～11.6メートル	25.3メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 申請のあった年月日
平成28年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人脳神経外科手術機器センター
- 3 代表者の氏名
小林 茂昭
- 4 主たる事務所の所在地
五泉市赤海 3631 番 14
- 5 定款に記載された目的
この法人は、杉田虔一郎氏(以下 杉田氏)の開発された脳神経外科の医療技術の普及と啓発により地域社会における医療福祉に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(種別)</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の<u>5種</u>とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。 (1)～(2) (略) (3) 賛助会員 この法人の経済支援を目的として入会した個人及び団体で、<u>総会における議決権をもたないもの</u> (4) 名誉会員 この法人の活動に貢献し又は学識経験者で、<u>この法人の理事が名誉会員であると認めた個人及び団体で、総会における議決権をもたないもの</u> (5) 特別会員 この法人の活動にて講演や座長をした者で、<u>この法人の理事が特別会員と認めた個人で、総会における議決権をもたないもの</u></p> <p>(入会及び会費)</p> <p>第6条 1～3 (略)</p> <p>第7条 (会員の資格の喪失) (1)～(2) (略)</p>	<p>(種別)</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の<u>3種</u>とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。 (1)～(2) (略) (3) 賛助会員 この法人の経済支援を目的として入会した個人及び団体</p> <p>(入会及び会費)</p> <p>第6条 1～3 (略) 4 正会員は総会において別に定めた年会費を納めなければならない。</p> <p>第7条 (会員の資格の喪失) (1)～(2) (略)</p>

(3) 除名されたとき。

(種別及び定数)

第11条 (略)

- (1) 理事 5人以上20人以下
(2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、2人以下を副理事長、1人を常務理事とする。

(開催)

第22条

1～2 (略)

- (1) (略)
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面 (電子メール等、電磁的記録による方法を含む) をもって招集の請求があったとき。
(3) (略)

(招集)

第23条

1～2 (略)

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 (電子メール等、電磁的記録による方法を含む) をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第25条

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第27条

1 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面 (電子メール等、電磁的記録による方法を含む) をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3～4 (略)

(議事録)

第28条

1 (略)

- (1) (略)
(2) 正会員総数及び出席者数 (書面または電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合は、その数)

(3) 正会員が1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(種別及び定数)

第11条 (略)

- (1) 理事 5人以上10人以下
(2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(開催)

第22条

1～2 (略)

- (1) (略)
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) (略)

(招集)

第23条

1～2 (略)

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第25条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第27条

1 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3～4 (略)

(議事録)

第28条

1 (略)

- (1) (略)
(2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数)

<p>(開催)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面(電子メール等、<u>電磁的記録による方法を含む</u>)をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第32条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(電子メール等、<u>電磁的記録による方法を含む</u>)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>附 則 (平成28年8月19日 一部改正)</p> <p><u>この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成</u> <u>年 月 日)より施行する。</u></p>	<p>(開催)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第32条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>
---	--